

(仮称) 埼玉県人工知能関連技術を活用した社会変革を推進する条例案骨子案

I 条例制定の背景

生成 A I をはじめとする人工知能関連技術の発展は、県民生活の向上及び県内経済の発展に寄与する一方、県のみならず国内の人工知能関連技術の活用は他国と比較して遅れており、また、多くの県民が人工知能関連技術により発生するリスクに不安を抱えている状況である。

国は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」を令和 7 年 6 月に公布、一部施行し、9 月に全面施行した。同法第 5 条には、地方公共団体の責務として、自主的な施策を策定し、実施する責務が明記された一方で、都道府県において人工知能関連技術の活用について定めた条例はいまだ存在しない。

また、同法第 18 条に基づき、令和 8 年 7 月に閣議決定された第 II 期人工知能基本計画では、あらゆる組織で人工知能関連技術を前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直す「A I トランスフォーメーション (A X)」の推進が基本構想として位置づけられたところである。

そこで、県が自ら率先して人工知能関連技術を活用する取組を推進し、行政運営の高度化、効率化を図るとともに、人工知能関連技術により発生するリスクに対する安全を確保しつつ、すべての県民及び事業者が人工知能関連技術の活用による便益を享受できる社会への変革を目的とする条例を制定しようとするものである。

II 条例案骨子案

別紙のとおり

埼玉県人工知能関連技術を活用した社会変革を推進する条例（通称：A X 条例）

- **【全国初を目指す】「A X（A I トランスフォーメーション）→社会変革」を推進する条例**
- 令和 7 年 6 月施行の **A I 法** や令和 8 年 7 月閣議決定の **第Ⅱ期人工知能基本計画** を踏まえたもので、同基本計画の基本構想に定められた「**社会全体での日本 A X**」を埼玉県から発信し、リードしていく

1 目的

- **県が率先して人工知能関連技術を活用し、行政運営の高度化・効率化や県民の利便性向上、県内産業の発展、地域課題の解決を推進**
- **「便益の増進」と「安全の確保」を両立し、先進的かつ持続可能な地域社会への変革を目指す**

2 基本理念

- 県が自ら率先して取り組む
- **県民、事業者に対し、より積極的な活用を促進（努力義務）**
- 便益の増進と安全の確保を両立
 - ※ 不適切な活用による県民の権利侵害のおそれ、なども想定
- 事情を問わず、**全ての県民が便益を享受できるよう配慮**
 - ※ 事情：年齢や障害の有無、居住する地域など

3 主な施策

- **市町村支援**：共同利用可能な基盤整備、情報提供、人材確保
- **産業振興**：中小企業等への情報提供、相談、導入支援
- **教育・人材育成**：教職員の業務効率化、教育の質向上、児童生徒の活用能力・検証能力の育成
- **県民支援**：広報・啓発、活用に関する困難を抱える方への支援
- **信頼・安全**：重大な影響を及ぼす判断をAI出力のみで行わない、事前評価、慎重な運用、必要に応じた審査・是正

4 実効性を担保する仕組み

- **推進計画を策定**（分野別取組、成果指標、リスク管理など）
- **新しい技術の動向や社会の変化を勘案して、現行の計画にとらわれることなく柔軟かつ機動的に計画を見直す**
- 毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめて公表
- **「人工知能関連技術最高責任者」を配置**
- **全庁横断・機動的な推進体制**

(仮称) 埼玉県人工知能関連技術を活用した社会変革を推進する条例案 骨子案

(目的)

第一条 この条例は、人工知能関連技術の活用に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、行政運営の高度化及び効率化、県民の利便性の向上、県内産業の発展並びに地域課題の解決を積極的に図り、もって全ての県民及び事業者が安全を確保しつつその便益を享受できる先進的かつ持続可能な地域社会への変革を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

(基本理念)

第三条 人工知能関連技術の活用は、行政運営の高度化及び効率化、県民の利便性の向上、県内産業の発展等に資するよう、県が自ら率先して取り組むとともに、県民及び事業者による積極的な活用を促進することを基本として行われなければならない。

2 人工知能関連技術の活用は、便益の増進と安全の確保を両立させることを基本とし、その目的、影響の程度及び分野の特性に応じて適切に行われなければならない。

3 人工知能関連技術の活用は、国、県、市町村、事業者、教育機関その他の関係者の連携の下で、年齢、障害の有無、居住する地域その他の事情にかかわらず全ての県民がその便益を享受できるよう配慮して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人工知能関連技術の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人工知能関連技術を活用するに当たっては、業務、組織の在り方等を定期的に検証し、その目的を達成するためにより効果的な方法が認められる場合には見直しを行うよう努めるものとする。

3 県は、職員に対し、人工知能関連技術の適正かつ効果的な活用に必要な知識及び能力の向

上のための研修その他の措置を講ずるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術への理解と関心を深めるとともに、前条の規定に基づき県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動において人工知能関連技術を積極的に活用するよう努めるとともに、第四条の規定に基づき県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への支援）

第七条 県は、市町村における人工知能関連技術の活用を促進するため、市町村に対し、共同して利用可能な基盤の整備、情報提供、専門人材の確保その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村の規模、地域の特性その他の実情に応じた支援を行い、格差が生じないように配慮するものとする。

（県内産業における活用の促進）

第八条 県は、中小企業者をはじめとする事業者による人工知能関連技術の活用を促進するため、情報の提供、相談及び導入の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育における活用及び人材の育成）

第九条 県は、県立の学校その他の教育機関において、教職員の業務の効率化及び教育の質の向上に資するよう、人工知能関連技術の活用を推進するものとする。

2 県は、児童生徒が人工知能関連技術を適切に活用する能力を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置に当たっては、児童生徒が主体的に思考し、その出力を検証することができる能力の育成に配慮するものとする。

（県民の理解の促進及び活用の支援）

第十条 県は、県民が人工知能関連技術を安心して活用することができるよう、広報及び啓発に努めるものとする。

2 県は、人工知能関連技術の活用に困難を抱える者がその便益を享受できるよう、活用の支

援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(信頼の確保及び人による関与)

第十一条 県は、人工知能関連技術の出力のみをもって、県民等に重大な影響を及ぼす判断を行わないものとする。

2 県は、県民等に重大な影響を及ぼすおそれのある事務に人工知能関連技術を活用しようとする場合には、想定される影響を事前に評価し、必要な措置を検討するものとする。

3 前項の規定による評価は、人工知能関連技術の活用を抑制することを目的とするものではなく、県民及び事業者が安心してその便益を享受できるようにすることを目的として行うものとする。

4 県は、県民等に重大な影響を及ぼすおそれのある事務に人工知能関連技術を活用する場合には、特に慎重な運用に努めるとともに、必要に応じて審査又は是正の機会を確保しなければならない。

(推進計画)

第十二条 知事は、人工知能関連技術の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとする。

2 前項の推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施策の基本方針

二 県政、市町村への支援、産業の振興、教育その他の分野ごとの取組

三 施策の成果を把握するための指標

四 活用に伴うリスクの管理に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、人工知能関連技術に関する状況の変化を勘案し、及び人工知能関連技術活用推進に関する施策の効果に対する評価を踏まえ、現行の計画にとらわれることなく柔軟かつ機動的に推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

4 知事は、毎年度、第一項の推進計画に基づく施策の実施状況及び成果を取りまとめ、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第十三条 県は、人工知能関連技術の活用の推進に関する施策を全庁的かつ機動的に推進する

ため、人工知能関連技術最高責任者を配置し体制を整備するものとする。

- 2 県は、関係部局が横断的かつ一体的に連携し、人工知能関連技術に関する高度な知見を有する者その他必要な人材の活用を図り、専門的知見を施策に反映するよう努めるものとする。
- 3 県は、人工知能関連技術の進展及び行政課題の変化に応じ、柔軟に組織し、又は再編することができる推進体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第十四条 県は、人工知能関連技術の活用の推進に関する施策を発展的かつ重点的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。